

遊佐地先の漁業について

平成30年8月6日

(国研) 水産研究・教育機構 中央水産研究所
梶脇 利彦

調査研究の背景

- 水産庁からの異動により平成28年4月から2年間名古屋大学に勤務
- 水産庁で携わってきた我が国沿岸の漁業制度に係る行政の実務経験を生かし、東北日本海側を調査研究フィールドとし、一般海域における洋上風力発電事業の実施に係る障害要因の除去をテーマに研究

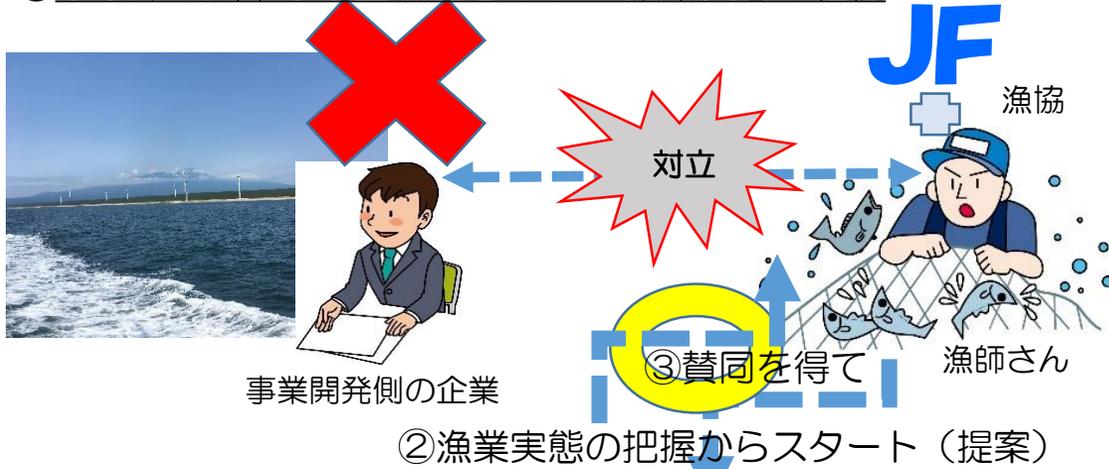
具体的には、

- ①法制度の整備に向けた提言
- ②発電事業者と漁業者との円滑な調整の枠組み作り

などに取り組んできたところ

海で洋上風力発電の事業化を検討する場合の進め方のイメージ

①〇〇沖で風車〇〇基設置を！！＝ 漁業実態の軽視



④海面の漁業実態の整理とりまとめ



複雑な漁場利用

漁師さんの協力による聴き取り・洋上実態調査



多種多様な沿岸漁船



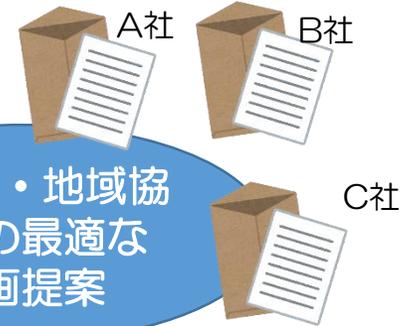
⑤漁業実態の公表

⑥協議会設置

地域住民、海面及び内水面漁業を含む多様な産業分野、環境等地域全体の課題抽出、検討方向とりまとめ、意見募集

⑦法令整備により事業者を公募

⑧漁業・地域協調型の最適な企画提案



洋上風力発電事業を計画する各社

⑨事業予定者の決定



「遊佐地先」を 調査フィールドに選んだ理由

- 風況や海底地質が洋上風力発電に適した海域環境であると思われること
 - 洋上風力発電の事業化を目指す事業者から高い関心が示されていたこと
- (特に着床式の風車の設置適水深が概ね40m以浅＝県漁協に免許されている共同漁業権の区域内)

(注) 以下は、原文を短く要約した「概要版」であり、原文は山形県庁及び遊佐町役場のホームページに掲載
<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050016/yuzagyogyou.html>

遊佐地先の漁業について（概要）

1. 目的

遊佐では、古くから地曳網^{じびき}、手繰網^{てぐり}、建網^{たて}、刺網^{さし}、延縄^{はえ}、採貝が行われ、伝統的にさけ、たい、いわし、かき等を漁獲してきた歴史。

海は、古来より漁労のほか、海運業など様々な産業分野でも利用。

東日本大震災による原発事故を契機に最近、再生可能エネルギー導入に注目が集まる中、山形県や遊佐町では導入推進を検討。

風況や海底地質に恵まれている遊佐地先は、今後、洋上風力発電の事業化に高い関心が寄せられると推察されるが、漁業者の生業の場である漁場や伝統的に漁獲してきた魚は大切に守っていく必要。

海は一般人も使用する「公共物」であるため、海の利活用に関心のある多方面の声にも漁業者は耳を傾け、真摯に向き合っていくことが重要。

このため遊佐地先の共同漁業権区域内における漁業実態を改めて再整理し、海の利活用に関心のある関係者に対して、遊佐の漁業実態の理解を深めてもらうことを目的にとりまとめ。

2. 遊佐の海域環境

遊佐地先の共同漁業権区域内の底質は吹浦港の北の岸沿いは岩礁、それ以外の海域は砂泥質。岸から約1,000m沖合の水深は約10m、更に1,000m離れるごとに10mずつ深くなり、共同漁業権の沖出し4,000mの水深は約40m。

海上風況は、年間平均風速が毎秒7m強。「影鳥海」内の海域では、東よりの風波は和らぐ。吹浦港の西方沖には2つの天然礁が存在。

3. 遊佐の漁業実態

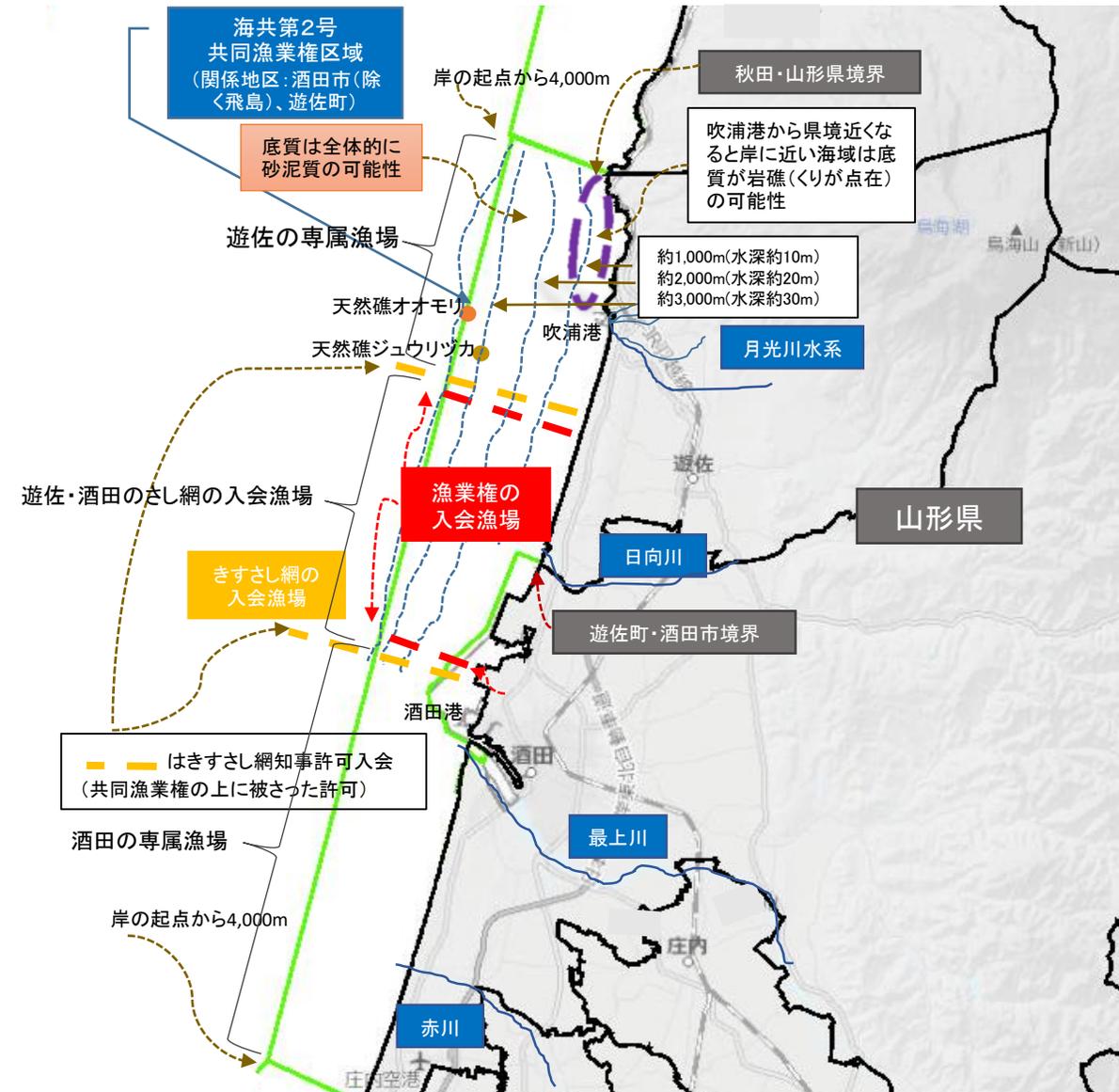
(1) 遊佐と酒田の取決め

海共第2号共同漁業権は、合併前の旧漁協単位での漁業実態から、遊佐地区と酒田地区の漁業者団体との間で交わされた「入会漁場操業協定書」が存在。この協定書や昔からの漁業慣行により、遊佐と酒田の漁場は次の3つ

(小区分では4つ)に区分。

- ① 遊佐地区漁業者の専属漁場
- ② 酒田地区漁業者の専属漁場
- ③ 遊佐地区と酒田地区のさし網漁業者の入会漁場
 - ③の1 きすさし網漁業の入会漁場
 - ③の2 第二種共同漁業（刺し網）の入会漁場

遊佐・酒田地区の 共同漁業権区域内の入会概念図



(註)

陸地及び共同漁業権ラインの原図は海上保安庁公表の海洋台帳
(<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/>)

庄内沖の海共第2号共同漁業権区域内における遊佐の漁業実態

漁具・漁法 固定・非固定	遊佐で実態のある 漁具・漁法	行政による免許・許可付与の有無		主な漁獲物	主操業時期	主漁場の 水深	漁具・漁法の特徴	漁業 経営体数 (漁労従事者の 数)	漁船 隻数	漁場占 有の程 度	備考
		漁業権(知事免許) 〔免許保有者〕	知事許可漁業 〔許可保有者〕								
概ね固定 (移動しない)	①浮刺網 <small>うきさしあみ</small>	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	まだい・ちだい、さくらます、しろさけ	3～6月(さくらます) 9～12月(その他)	10m前後	1網の長さ約40～60m× 4網(160～240m)を1組 とし通常2組を海面に敷 設	23	23	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は南北に敷設
	②底刺網 <small>そこさしあみ</small>	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	ひらめ、かれい、はたはた、めばる、がざ み、くるまえば	2～12月	5～40m	1網の長さ約40～60m× 15網(600～900m)を1 組とし通常4組を海面に 敷設	7	7	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は等深線に沿って南 北に敷設
	③落網(小型定置) <small>おとしあみ</small>	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	しろさけ、さくらます、はたはた、まだい・ ちだい、ぶり・いなだ、まあじ	3～6月(さくらます) 9～12月(その他)	10m前後	海底に1組敷設(面積約 40,000㎡)	1	1	小	39-06N, 139-52E付近
	④張網(底建網) <small>はりあみ そこたてあみ</small>	-	張網 〔個人〕	やりいか、まだい・ちだい、ひらめ	5～8月	40m前後	海底に2組敷設(面積約 150,000㎡)	1 (2)	1	小	39-07N, 139-50E付近
	⑤底延縄 <small>そこはえなわ</small>	自由漁業		まだい・ちだい、たこ、とらふぐ	周年	30m前後	1縄の長さ約700m を1組とし通常5組を海底 に敷設	2	2	大	
	⑥壺・箱	第一種共同 〔山形県漁協〕	-	たこ(いいだこ、みずだこ)	3～7月	15m前後	1縄の長さ約800m を1組とし通常4組を海底 に敷設	4	4	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は南北に敷設
	⑦籠 <small>かご</small>	第二種共同 〔山形県漁協〕	-	ばい	4～9月	10～20m	1縄の長さ約800m を1組とし通常4組を海底 に敷設	2	2	大	遊佐の代表的な漁法 漁具は等深線に沿って南 北に敷設
	⑧地曳網 <small>じびきあみ</small>	第三種共同 〔山形県漁協〕	-	まあじ等、諸々	6～9月	10m以浅	陸上からの揚網	1	1	小	観光目的
概ね非固定 (移動する)	⑨板曳網 <small>いたびきあみ</small>	-	小型機船底引き網 〔個人〕	こあみ(こぶひげはまあみ)	3～8月	10～30m	漁具は漁船と一体的に 運用	4 (1名程度/経 営体)	4	中	
	⑩桁網 <small>けたあみ</small>	-	小型機船底引き網 〔個人〕	あさり(こたまがい)	4～12月	10m以浅	漁具は漁船と一体的に 運用	4 (1名程度/経 営体)	4	中	
	⑪漕ぎ刺網 <small>こさしあみ</small>	-	さし網 〔個人〕	きす	6～10月	10m以深	漁具は漁船と一体的に 運用	2	2	中	
	⑫浮延縄 <small>うきはえなわ</small>	自由漁業		まだい、さくらます、さわら	周年	30m前後	1縄の長さ約700mを1組 とし通常5組を海面に敷 設し潮流に流す	2	2	中	
	⑬曳縄釣 <small>ひきなわづり</small>	自由漁業		ぶり・いなだ	5～12月	30m前後	漁具は漁船に装着	2～5	2～5	小	
	⑭竿釣・手釣	自由漁業		まだい・ちだい、ひらめ、ぶり、めばる	6～12月	40m前後の 礁周辺	漁具は手持ち又は漁船 に固定	2～5	2～5	小	
	⑮雑漁具 <small>ころれんぐ きょうれいぐ</small> (鉤鎌具・挟振具)	第一種共同 〔山形県漁協〕	-	てんぐさ、わかめ、のり、あおさ、もずく、 いぎす	12～3月(のり) 4～7月(その他)	5m以浅	漁具は手持ち	30	8	小	遊佐の代表的な漁法 吹浦沿岸壁、同港以北の 岩礁及び比子地区地先の ヘッドランドが漁場
	⑯簡易潜水器・素潜り <small>すもく そうはくぐ</small> (搔剥具)	第一種共同 〔山形県漁協〕	-	あわび、さざえ、いわがき、いがい、にし がいがい、うに、なまこ、たこ	6～8月(いわがき) 12～8月(その他)	15m以浅	漁具は手持ち	28	16	小	遊佐の代表的な漁法 吹浦沿岸壁、同港以北の 岩礁及び比子地区地先の ヘッドランドが漁場

(2) 遊佐漁場の漁業実態

海共第2号共同漁業権区域内の「遊佐漁場」における「遊佐の漁業者」に限定した漁業実態は概要以下のとおり。

[漁具漁法、漁船及び漁業経営体数]

遊佐漁場には浮刺網をはじめ16種類の漁具・漁法の実態。漁船数は32隻、漁業経営体数は63。

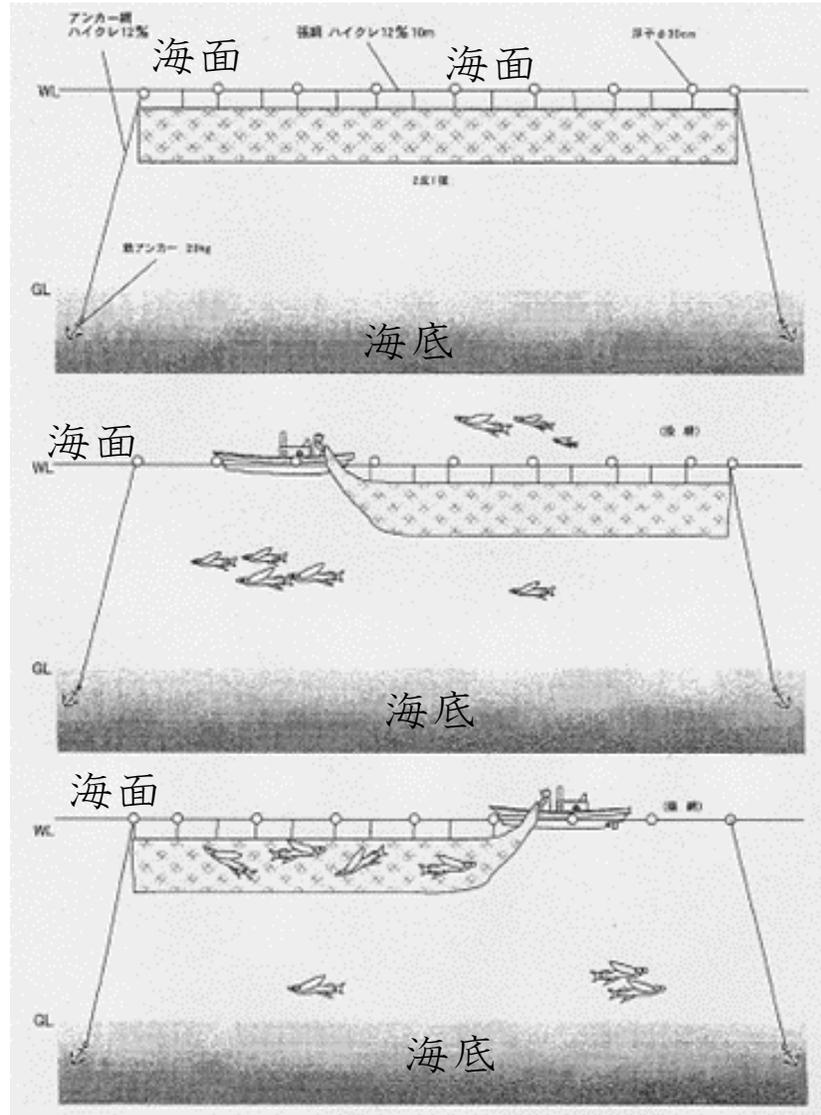
[漁業の権利主体と漁場利用の特性]

遊佐漁場で操業する漁業については、

- ① 共同漁業権による知事免許漁業（採貝採藻、刺網、小型定置等）
- ② 知事許可漁業（張網、きすさし網、小型機船底びき網）
- ③ 自由漁業（底延縄、浮延縄、曳縄釣、竿釣・手釣）の3種類。

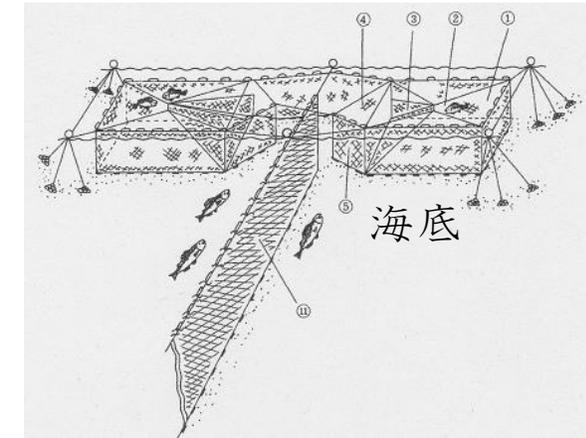
共同漁業権区域内では、知事許可漁業、自由漁業も同区域内で重疊的に輻輳して操業していることに留意が必要。

浮刺網（たい、さくらます、しろさけ）

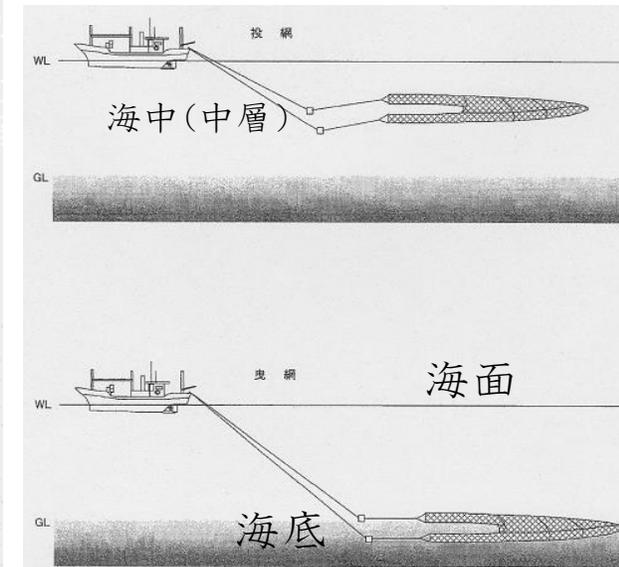


(出典)

落網(小型定置)（しろさけ、さくらます、はたはた、ぶり等）



板曳網（こあみ）



[主漁場と水深、漁場占有]

浮刺網、底刺網、壺箱籠の主漁場は、15～30mの水深帯。漁場占有の程度は大。張網、小型定置は北側の特定の漁場で操業し漁場を占有するが占有程度は小。

採貝採藻の漁場は、吹浦港防波堤、吹浦港より北の岸沿いの岩礁域及び比子地区海岸地先のヘッドランド。占有程度は小。

小型機船底びき網、きすさし網、曳縄釣は漁具を漁場に固定や敷設はしないが操業は比較的広範囲に展開。漁業経営体の数は数名程度。

[主な漁獲物、その他]

まだい・ちだい、ひらめ、かれい、はたはた、ぶり類、たこ、いわがき、あわびは遊佐の代表的な漁獲物。

月光川と日向川のふ化放流事業により支えられているしろさけ、さくらますも海面で伝統的に漁獲。漁業者はふ化事業団体に対してふ化放流事業の協力金も負担。

養殖業の着業実態はないが、主な漁獲物は既に種苗生産技術が確立された魚種。女鹿沖の共同漁業権外沿縁線沿いや天然礁周辺で遊漁実態。

遊佐の漁場利用概念図



(註)
陸地及び共同漁業権ラインの原図は海上保安庁公表の海洋台帳
(<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/>)

遊佐地先の漁業実態とりまとめに至るプロセス

○遊佐の漁業者懇談会設置準備

平成28年	9月14日	漁協への相談
	9月15日	山形県庁への説明
	10月24日	漁協への相談
	10月25日	山形県庁への説明
平成29年	4月11日	遊佐地区漁業者代表への相談
	4月12日	山形県庁への説明

○懇談会・取りまとめ・公表

6月9日	第1回懇談会	懇談会の設置及び進め方
7月7日	第2回	遊佐地先の洋上調査、漁具・漁法
8月4日	第3回	酒田市の漁業者との間のローカルルール、漁業種類、公的規制
9月8日	第4回	遊佐の漁業の概要、全般的な事項、漁場、主要な漁獲物
10月13日	第5回	漁協の取り決め、漁業者数、漁船隻数・規模、遊漁、内水面との関係（サケ・マス）
11月10日	第6回	とりまとめ（案）の提示
12月8日	第7回	とりまとめの成案化
12月12日	漁協理事会	とりまとめの説明
12月20日	遊佐の漁業者説明会	とりまとめの了承

平成30年

1月19日	県HP公表
2月6日	遊佐町役場HPに掲載
3月16日	内水面漁業関係団体会議 とりまとめの説明

重要なポイント

○漁場

漁場を占有する漁法（排他性が強い）

漁場を占有しない漁法（比較的広範囲に使用）

風車設置に支障のない海域を見出す必要

○魚

広く回遊する魚種

海底に定着する魚種

海と川を行き来する魚種

風車設置の影響を明らかにすることは難しい面があると思われるが、これまでに設置された風車による影響評価など設置による環境変化のメリット・デメリットの整理に加え、少なくとも中長期のモニタリングを実施していくことが必要

漁業への配慮と協調

- 一般海域で洋上風力発電の事業化を目指す各企業が地域振興や漁業実態を踏まえた創意工夫のある最適な企画提案を作成し、その中から地元が受け入れ可能な「地域協調型」の提案を県（又は国）は公募により採択することが適切

- 具体的には各企業は、
 - ①風車の設置エリア、本数、配置方法、基盤の工夫
 - ②漁業への配慮（水深、工法、影響ある漁業への対応、将来を見据えた漁業・養殖振興策等）
 - ③地域貢献策を盛り込んだ企画提案により競うことが必要

法律制定に向けた動き

- 本年3月に「海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用の促進に関する法律案」が政府提出の法案として国会に提出
- 同法案では、**経済産業大臣及び国土交通大臣**が、農林水産大臣、環境大臣との協議や関係都道府県知事の意見を聴取した上で、**領海・内水の海域内に洋上風力発電の促進区域を指定し、事業者を公募により決定していく内容**
- 経済産業大臣及び国土交通大臣が促進区域を指定する際には、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」との基準に適合することが法定化**
- しかしながら、先の通常国会では審査未了で廃案
- 改めて、法案の内容を再検討し、近々の国会に再提出されるものと推察
- 漁業への対応について、引き続き注視していく必要